○主観点数評価基準

<table>
<tr><th>評　価　項　目</th><th>評　価　基　準</th></tr>
<tr><td>1　ISO認証取得</td><td>前年の12月31日現在、ISO9001、また14001を認証取得している場合はそれぞれ５点を加点する。</td></tr>
<tr><td>2　環境配慮状況</td><td>前年の12月31日現在、自然工法管理士又はグリーンドクター（樹木医を含む。）である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は１名につき２点を加点する。
ただし、１業者10点を限度とする。</td></tr>
<tr><td>3　障がい者雇用状況</td><td>前年の６月１日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第７項に規定する厚生労働大臣への報告をしている町内業者及び同法に基づく報告義務はないが、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は10点を加点する。</td></tr>
<tr><td>4　除雪等活動状況</td><td>前年の１月１日から12月31日までの間で、養老町管理道路の除排雪業務委託契約を締結した町内業者に下表のとおり最高30点を加点する。
なお、協同組合との契約の際は、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点することとする。
<table>
<tr><th>契約距離</th><th>除雪契約</th><th>凍結防止剤散布契約</th></tr>
<tr><td>0kmを超え 5km以内</td><td>5点</td><td>5点</td></tr>
<tr><td>5kmを超え10km以内</td><td>10点</td><td>10点</td></tr>
<tr><td>10kmを超える</td><td>15点</td><td>15点</td></tr>
</table></td></tr>
</table>